

資料 2

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームにおける論点整理（案）の概要

2022年6月14日

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第4回）

デジタル庁

1 論点整理（案）の概要 ①

2. 潜在的に支援が必要なこどものためのデータ連携の手法

- 副大臣PTにおいて検討するデータ連携は、潜在的に支援が必要なこどもを支援につなげることを目的として、**地方公共団体等がそれぞれにおいて分散管理する情報やデータを連携するものであり、国が情報やデータを一元的に管理するデータベースを構築するものではない**。支援が必要かどうかを判断するにあたっては、専門的知見を有する職員によるアセスメントは不可欠であり、データ連携は当該職員の判断の一助になる。
- 先行事例や実証事業では、**デジタルデータを用いた困難な状況にあるこどもの分析・判定は、人によるアセスメントを行う前段階において、補助的に行われている**。基本的な流れは以下の①～④が考えられる。
 - ① デジタルデータを用いた困難な状況にあるこどもの分析・判定
 - ② 人によるアセスメント
 - ③ 個々の対応策の検討
 - ④ 支援への接続

3. データ項目の考え方

- データ項目は、先行事例や先行調査研究、地方公共団体のデータ項目の標準仕様・レイアウト等を参照しながら、**潜在的に支援が必要なこどもの早期発見のためのデータ連携として有用性の高いデータ項目について精査し、個人情報等の適正な取扱いを確保するとともに、個人のプライバシーを保護しつつ、利用目的に沿った必要な範囲内でのデータ連携となるよう、実運用に向けた整理・分析を行った上で、地方公共団体が参照できるように提示する必要がある**。また、データ項目の精査にあたっては、地方公共団体が業務システムで既に利用しているデータ項目や基幹業務システムの統一・標準化の取組を踏まえて、**地方公共団体がデータを取得する際の手間やコストについても考慮する必要がある**。

論点整理（案）の概要 ②

4. データ連携を実現するための在り方（体制や個人情報等の取扱い）

- 個人情報等の適正な取扱いを確保するにあたっては、地方公共団体等がそれぞれにおいて分散管理する情報やデータを連携させるための法令等に基づいた適切な管理を行う体制を、地方公共団体内の複数の主体が連携して構築する必要があることから、これに対応したデータガバナンス体制の構築に取り組むことが重要であり、策定を進めている実証事業ガイドラインの中で示す予定である。

① **総括管理主体**：各担当部局からデータを集約し組み合わせる部局 を中核に、

② **保有・管理主体**：教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局

③ **分析主体**：総括管理主体が扱う情報についてデータ分析を行う者

④ **活用主体**：データの提供を受けプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者

が適切な役割分担と責任関係を構築した上で、各主体の事務処理状況をチェックする体制の整備を行い、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、取組を進めることが重要である。

- 個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を取ることが求められる。
- 先行事例や実証事業を踏まえ、令和5年4月に全面施行される改正後の個人情報保護法の下、個人情報等の適正な取扱いを確保することができるよう、個人情報等の利用目的の適切な設定なども含め、実証事業中の地方公共団体が円滑に令和5年度以降も継続して事業に取り組めるよう年内目途にガイドラインの改訂を行う必要がある。

5. プッシュ型（アウトリーチ型）支援の取組等について

- プッシュ型（アウトリーチ型）の支援によって誰一人として取り残すことなくきめ細かな支援が行き届くような体制を地方公共団体において整備できるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の配置の充実を含めた予算措置等を検討する必要がある。
- 子ども・若者育成支援推進法において地方公共団体の努力義務とされている子ども・若者支援地域協議会の設置促進・機能強化のための取組を抜本的に強化するとともに、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会との有機的な連携を図る必要がある。

論点整理（案）の概要 ③

6. その他、制度面・運用面での課題（全国展開に向けた方策）

- (1) 分野横断的なデータ連携のための各分野における業務のデータの標準化等の取組
 - 今後、先行事例や実証事業を踏まえて、全国的に有用な機能やデータ項目が判明した場合は、システムに実装すべき機能等として、新規に標準仕様書に追加することが求められる。また、標準化対象事務以外の事務に関するデータが、地方公共団体等において共通的に収集することが、住民の利便性の向上や自治体の行政運営の効率化に寄与すると実証事業等を通じて判明した場合には、当該事務に係る機能及びデータの標準化などの取組を進める必要がある。また、これらの地方公共団体が活用するデータ項目については、政府相互運用フレームワーク（GIF）に準拠し整備していく必要がある。
- (2) 地方公共団体における分野横断的なデータ連携のための識別子及びデータの相互運用性確保等の取組
 - 同一団体内において、共通の宛名番号を利用できる場合は、これを活用することが一例として考えられるため、まずは宛名番号をベースにデータ連携を進めて行くことが考えられる。マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループで検討されている、情報連携の基盤である公共サービスメッシュの整備にかかる検討を踏まえながら、適切なデータ連携が行えるよう、実証事業等を通じて整理していく必要がある。
 - 転居等が発生した場合、異なる団体間での情報連携の在り方について、同一団体内でのデータ要件・連携要件の標準や健診情報などの先行する分野における他の団体間での連携の取組などを参考に、実証事業等を踏まえて引き続き適切なデータ連携が行える環境の整備について検証を行う必要がある。

7. おわりに

- 令和4年度の実証事業の進捗やそこで明らかになった成果・課題を関係府省庁で共有し、必要な方策を検討することとし、必要に応じて副大臣PTの開催を検討する。
- 現在法案審議中のこども基本法及びこども家庭庁設置法が成立した場合には、こども家庭庁が令和5年4月1日に創設されることとなる。こども家庭庁創設後は、本論点整理やデジタル庁における検討の成果を踏まえ、こども政策の司令塔機能を有するこども家庭庁が中心となり、関係府省庁と連携して取組を推進していく。